

「単独親権は違憲」提訴

原告の思い



民法は離婚後、父母のどちらか一方にしか子どもの親権を認めない。この「単独親権制度」を憲法違反として、親権を奪われた親たちが国を相手に集団訴訟を起した。子を見守り、育てるという基本的な人権（養育権）を侵害され、「一緒に過ごせなくては時間の時間を奪われた苦しみ」を訴える。離婚を親子の断絶にまでつなげてしまう制度を温存してきた国の姿勢を問うこの訴訟が見据えるのは、両親がともに子育てにかかわれる共同親権制度の実現だ。

(佐藤直子)

まず原告の話に耳を傾けてみたい。長野県に住む小畑さほさん(56)は、今回提訴した十一人の原告団に、ただ一人の女性として加わった。

小畑さんには二人の息子がいる。二〇〇九年に別居した当時は九歳と五歳だった子どもの親権を父

一方に限る単独親権は憲法違反として東京地裁に提訴する原告団11月22日、東京地裁で

た。元夫とは子育てなど生活に対する考え方が合わなかった。

「母親らしくない」と責められ、小畑さんはうつ病にもなった。ある日、元夫は二人の子を連れて家を出るといっただした。子どもの生活環境を変えたくなかつ

た。元夫とは子育てなど生活に対する考え方が合わなかった。

た。元夫とは子育てなど生活に対する考え方が合わなかった。

離婚後、親子断絶

面会の約束ほご子と会えず

た小畑さんは、仕方なく一人家を出た。

夜は子どもに絵本を読みかた。夜は子どもに絵本を読みかた。夜は子どもに絵本を読みかた。

調停委員は「子どもと同居している父親に認めるのがいい」と意見した。小畑さんは二年後に離婚。やむなく父母が共同に近い形で子育てができるよう、定期的な子どもに会うことなどを決めた協議書を交わし、親権を元夫に譲った。

しかし協議書は絵に描いた餅だった。近くの町に住んでいながら元夫はすぐに約束をほごにした。「面会させた後は、子どもが精神的に不安定になる。もう会わないでくれ」と求めてきたのだ。

一回二時間。元夫の見ている前でしか会えなかった。もっと一緒にいたいと思っても子どもたちは車に乗せられ帰っていく。胸が張り裂けそうだった。そんなことを繰り返して不安定にならない親子はいない。だが今の制度では、親権を持つ親が拒めば子どもに会

た小畑さんは、仕方なく一人家を出た。

「成長見守る 当然のことできなかった」

う手段がなくなる。

小畑さんをさらに追い詰めたのは、小学校の教師たちの対応だった。子どもたちの様子を尋ねても「親権者はお父さんだから、教えられません」と言う。

離婚前はPTAの役員もし、英語を教えるボランティアもしていたのに、突然、親として扱ってもらえなくなった。「親権者でなくなった途端、何も教えてもらえない。怒りとショックに打ちのめされました」

母性神話が強い日本社会で「母親なのに、なぜ親権を取れなかったのか」と言われる偏見にも苦しめられた。小畑さんにとってこの十年は、自分の生活を立て直すのに精いっぱいだった。そして、子どもたちもまた、傷ついていたのだった。

「子どもに『なぜ僕はママと一緒にいられないの』と聞かれても、私にはずつと答えられなかった。離婚後の単独親権がある限り、多くの親子が同じ思いをする。なぜ私が子どもの成長を見守るといって、親として当然のことができなかったのか。裁判を通して伝えたいのです」

ともに子育て なぜ許されない

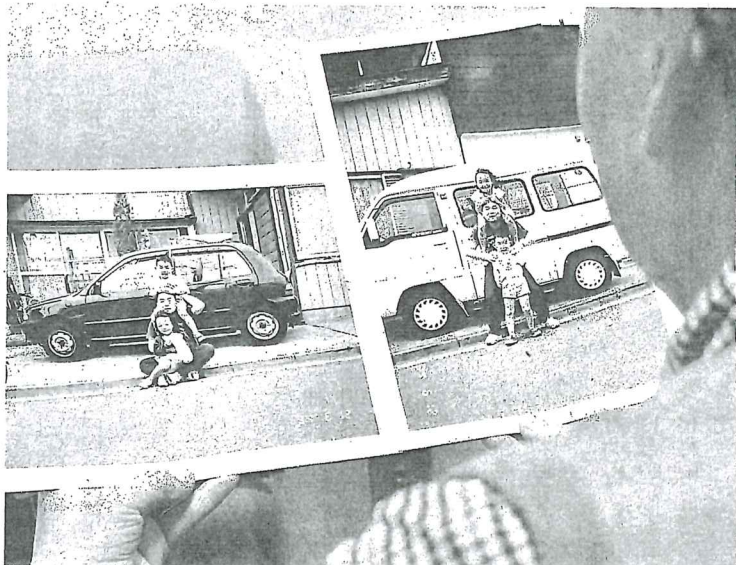
東京都在住の元会社員の男性(仮名)も三十年前の離婚で妻に親権を譲り、二人の子との面会交流をほごにされた。子どもは当時、八歳、五歳、二歳。最初の数カ月毎月一回ずつ会えたが、あとは元妻が拒否した。子どもたちに送った手紙が「うけとりきよひ」と幼い字で書かれて戻ってくるようになった。「長女が書いたと思うと苦しかった。父親のそばから離れない子だったのに」

数年後、元妻が再婚すると、子どもに会うことはさらに難しくなった。知らない間に子どもたちが再婚相手の子として養子縁組されたからだ。現行民法では前の配偶者との間の子の養子縁組は、離婚した親の側に知らせなくてもできる。

妻から面会交流の中止を家裁に申し立てられた。家裁は「養子縁組をしたのだから相手の家庭の平穩を乱してはいけない」と、離婚調停の際に認められた面会交流を取り消し、子どもへの接近禁止命令まで出してしまった。

二十年以上も子どもたち

欧米などは共同親権が主流



昔の家族写真を見つめる男性＝東京都千代田区で

と会えていない。みんな成人したのに。どこで、どんな暮らしをしているのか、男性は知らない。

単独親権の違憲性を問う初の集団訴訟は十一月二十二日、東京地裁に起こされた。

精神的苦痛に対する賠償を求める国家賠償訴訟だ。原告は東京、長野、兵庫など八都道府県の四十年代から六十代の男女十二人。離婚で親権を失った人だけでなく、婚姻は続いている

も配偶者が一方的に子を連れて別居してしまったり、事実婚が破綻したりして子育てにかかれなくなった人も含まれる。

原告が求める養育権(親権)について、代理人の古賀礼子弁護士は「子を養育する意思と能力を有する親が子を監護・養育する権利」とし、「幸福追求権として憲法上保障された基本的人権だ」と話す。

民法八一条一項は「成

面会交流わずか3割 放置した国の責任重い

年に達しない子は、父母の親権に服する」と定め、同条三項は「父母の婚姻中は、父母が共同して行う」と定める。離婚後や事実婚など婚姻関係にない場合は、片方の親の親権は認められず、これが親権のない親を子育てから切り離す原因にもなってきた。

「父母がともに子育てにかかわれるように、養育権を適切に調整するシステムがないのは異常です。憲法の規定に反することが明白なのに、この状態を放置して立法措置を怠ってきた国の責任は重い」と古賀弁護士は言う。

国の調査によると、父母の離婚後、面会交流が行われている割合は三割程度にとどまる。その頻度も月一回が六割を占める。

欧米では離婚後も父母双方が親権を持つ共同親権が主流だ。アジアではシンガポールや韓国なども導入している。日本でも共同親権を婚姻中に限るという民法を改正すれば、法律婚だけでなく事実婚でも、父母が親権を持てるようになる。もちろん、単独親権を支

養育権確立 人権として必然の流れ

持する人や弁護士には「配偶者のDVから逃げた女性や子どもをどうやって守るのか」「離婚した父母が共同で親権を行使できるのか」と、共同親権制度への移行に反対の声もある。だが子どもと引き離された親たちの、正当な養育権を求める動きは止まらない。年明けにも別の集団訴訟の提訴が予定されている。

関西学院大の山口亮子教授(家族法)は「養育権は憲法上の具体的な権利としてはないが、ほかの国々でも人権の問題として確立してきた。日本も、DV被害者保護など課題はあるが、共同親権化は自己決定権・幸福追求権を保障する憲法の下では必然の流れ。夫婦同姓の強制や婚外子差別と同じく、単独親権が憲法違反だと訴えた裁判の意義は大きい」と注目する。

EXPLANATION

たいていの子どもにとって、両親が不仲から離婚することは悲劇だろう。両親のうち片方と会えなくなれば、悲しむ子どももいるだろう。記事に出てきた親二人の子どもは、そんな思いをしているかもしれない。「親権は父母の一方」と決めている民法には、やはり違和感がある。(裕)